第四百二号

令和五年

八月十四日

月 曜

2

3

日

目 次

公 告

○令和五年度クリーニング師試験の実施……………………………………………………五四七 ○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更………五四八

公 告

令和五年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、 ク

リーニング師試験を次のとおり実施する。

令和五年八月十四日

山梨県知事

長 崎 幸 太

郎

試験日時 令和五年十一月二日 木 午前十時から

あ総合) 試験場所 甲府市朝気一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター ₩ U°

三 試験科目

- 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 洗濯物の処理に関する知識

3

- 洗濯物の処理に関する技能
- 繊維の鑑別に関する技能
- ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能

受験資格 クリーニング業法第七条第三項に規定する者

Ŧi. 受験手続

- 提出書類
- 受験願書
- 履歴書

Щ

梨

県

公

報

第四百二号

令和五年八月十四日

クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類 (卒業証

> 明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はそ の認定書の写し等)

- 横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載した 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル、
- た場合でも還付しない。) し、消印はしないこと。なお、受験手数料は、 受験手数料 七千円(受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付 出願を取り消し、又は受験しなかっ
- の消印のあるものを有効とする。)。 だし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便で郵送すること(受付期間内 から午後五時十五分までとし、4に掲げる受験願書等の提出先に持参すること。た 第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時 (以下「受付期間」という。) の山梨県の休日を定める条例 受験願書等受付期間 令和五年八月二十八日(月)から同年九月八日(金)まで (平成元年山梨県条例
- 出すること。 出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提 健福祉事務所 受験願書等の提出先 (保健所) 受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する各保 (甲府市にあっては、甲府市保健所生活衛生薬務課)に提
- 試験結果の発表等
- 1 のホームページに合格者を受験番号で発表する。 保健福祉事務所(保健所)及び甲府市保健所生活衛生薬務課の掲示板並びに山梨県 合格者の発表 令和五年十一月九日(木)午前九時に山梨県庁防災新館東側、 各
- 合否通知書の送付 受験者には、試験結果発表後に合否通知書を郵送する。

七 問合せ先

所属	住所	電託番号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	番一号甲府市丸の内一丁目六	番一号 ○五五-二二三-一四八八甲府市丸の内一丁目六 ○五五-二二三-一四八八
中北保健所)衛生課山梨県中北保健福祉事務所(四号 韮崎市本町四丁目二番	〇五五一一二三一三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所(-	山梨市下井尻百二十六	山梨市下井尻百二十六 〇五五三-二〇-二七五一

峡東保健所)衛生課	番地一	
峡南保健所)衛生課山梨県峡南保健福祉事務所(:	七百七十一番地二南巨摩郡富士川町鳅沢	〇五五六-二二-八一五一
生課務所(富士・東部保健所)衛ニ山梨県富士・東部保健福祉事ニ	目二番五号 富士吉田市上吉田一丁	目二番五号 ○五五五-二四-九○三三
甲府市保健所生活衛生薬務課一	番一号甲府市相生二丁目十七	〇五五-二三七-二五五〇

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
● 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(三珠地区土地改良施設耐震対策事業)計画を変更したので、同条第六項に地改良事業(三珠地区土地改良施設耐震対策事業)計画を変更したので、同条第六項に地改良事業計画の変更

令和五年八月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年九月八日まで
- 四 審査請求期間 この公告の 三 縦覧場所 市川三郷町役場
- 審査請求期間 この公告の日から令和五年九月二十五日まで

取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年二月十四日まで

Ŧi.

発行者

Ш

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号